

令和6年5月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和4年(ワ)第883号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和6年3月18日

判 決

5



原	告	吳	座	勇	一
同	訴訟代理人弁護士	田	辺	克	彦
同		菱	山	泰	男
同		吉	峯	耕	平
同		関	根	久	美子

10

東京都国立市中2-1 一橋大学気付

被	告	日	本	歴	史	学	協	会
同	代表者委員長	若	尾	政	希			
同	訴訟代理人弁護士	神	原		元			
同		宋		惠	燕			
同		太	田	啓	子			
同		太	田	伊	早	子		
同		藤	塚	雄	大			

15

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

20

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、110万円及びこれに対する令和3年4月2日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、別紙1記載の謝罪広告を別紙2記載の掲載要領によっ

25

て、被告が運用する同掲載要領「1 掲載場所」記載のウェブサイトに掲載せよ。

第2 事案の概要

1 本件は、日本中世史を専門分野とする研究者である原告が、歴史学分野における学術団体の連合組織であり権利能力なき社団である被告に対し、①主位的に、被告が被告の運営するウェブサイト（以下「被告ウェブサイト」という。）に掲載した声明（以下「本件声明」という。）によって名誉を毀損されたと主張し、予備的に、本件声明が違法なアカデミックハラスメントに当たると主張して、いずれも不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金110万円及びこれに対する不法行為の日であり本件声明の掲載日である令和3年4月2日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、②上記の名誉毀損の不法行為に関し、民法723条の規定に基づき、名誉回復措置として別紙1記載の謝罪広告を別紙2記載の記載要領によって被告ウェブサイトに掲載することを求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実及び後掲証拠等により容易に認定することができる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、日本中世史を専門分野とする男性の研究者であり、多数の論文を発表しているほか、歴史学に関し一般向けの複数の著作を上梓している。

原告は、平成28年10月1日、テニユアトラック制度（学術研究機関において、任期を定めて研究者を採用し、テニユアトラック期間満了時までには審査で可とされた者については「テニユア（定年制が適用される教員の身分）」を付与し、不可とされた者は同期間満了をもって退職する制度）により、大学共同利用機関法人人間文化研究機構に設置された国際日本文化研究センター（以下「日文研」という。）にテニユアトラック助教として採用され、令和3年9月30日までをテニユアトラック期間として雇用

されていたところ、同年1月12日付けで、日文研から、始期を同年10月1日、職名を准教授とするテニユアを付与する旨を通知された。

イ 被告は、歴史学分野における学術団体の連合組織であり、団体としての組織をそなえ、多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、代表者の定めがあり、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているから、民訴法29条所定のいわゆる権利能力なき社団である。

ウ 原告は、被告の学会会員のうちの複数の学会の会員である。

(2) 原告によるソーシャルメディアへの投稿

原告は、ミニブログサイトである「ツイッター」（以下「ツイッター」という。）において、平成25年8月12日（甲4の3）から令和3年4月13日までの間、自らのアカウント（以下「原告アカウント」という。）を開設し、累計で約16万件の投稿を行っていた。原告は、原告アカウントを用いて、平成27年5月25日から令和3年3月17日までの間に、別紙原告投稿目録1ないし3の投稿（以下、別紙原告投稿目録1の投稿を「本件投稿1」と総称し、別紙原告投稿目録2の投稿を「本件投稿2」と総称し、別紙原告投稿目録3の投稿を「本件投稿3」と総称し、本件投稿1ないし3を総称して「本件各投稿」という。）を行った。

(3) 被告による本件声明の掲載

被告は、令和3年4月2日、被告が運営する被告ウェブサイトにおいて、別紙3記載の本件声明を公開した。本件声明は、表題が「歴史研究者による深刻なハラスメント行為を憂慮し、再発防止に向けて取り組みます（声明）」であり、本文中に、「今般、日本中世史を専攻する男性研究者による、ソーシャルメディア（SNS）を通じた、女性をはじめ、あらゆる社会的弱者に対する、長年の性差別・ハラスメント行為が広く知られることとなりました。」との記載（以下「本件記載」という。）がある。（甲7）

3 争点の説明

(1) 本件記載中の「日本中世史を専攻する男性研究者」が原告であり、「ソーシャルメディア（SNS）」（以下「SNS」という。）がツイッターを指すこと、本件記載が原告の社会的評価を低下させること及び本件記載が公共の利害に関する事実に係るものであること、原告が本件各投稿をしたことは、
5 いずれも、当事者間に争いがない。

(2) また、原告は、本件記載のうち、「女性（中略）に対する（中略）性差別・ハラスメント行為」との部分については、その摘示事実又は意見論評の前提事実の真実性を争わず、同部分による名誉毀損の違法性については主張
10 していない。

(3) 以上によれば、本件の争点は、次のとおりである。

ア 被告による本件記載の公開に公益目的が認められるか（争点1）

イ 本件記載は意見論評に該当するのか事実の摘示に該当するのか（争点2）

ウ 本件記載が意見論評に該当するとした場合

（ア）本件記載は前提事実に基づく意見論評か（争点3）

（イ）本件記載は意見論評の域を逸脱していないか（争点4）

エ 本件記載が事実の摘示に該当するとした場合

本件記載の摘示事実の重要部分の真実性が認められるか（争点5）

オ 本件記載の公開が違法なアカデミックハラスメントとして不法行為が成立するか（争点6）

カ 原告の損害及び謝罪広告の必要性（争点7）

4 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点1（被告による本件記載の公開に公益目的が認められるか）

（被告の主張）

25 本件記載を含む本件声明は、ハラスメント防止宣言の趣旨を踏まえ、原告の行動だけでなくこれを看過する行為や類似の行為を批判し、女性研究者に

対して揶揄や中傷を行い、極力声を上げさせないようにする動きなどの問題の広がりを指摘し、ハラスメントを生み出す構造を明らかにし、被告の課題と責任を明らかにしたものであるから、その目的は専ら公益を図ることにあった。

5 (原告の主張)

本件声明は、原告に告知聴聞の機会を与えず、原告がツイッターを通じて、女性以外のあらゆる社会的弱者に対するハラスメント行為を長年継続していたという虚偽の事実の摘示を含むものとして公開されたものであるから、原告を不当に貶める目的があり、専ら公益を図る目的において公開されたものではないのではないかとの疑いがある。

10 (2) 争点2 (本件記載は意見論評に該当するのか事実の摘示に該当するのか)

(被告の主張)

ア 本件記載は、原告による本件各投稿が「長年の性差別・ハラスメント行為」に該当するかどうか、「あらゆる社会的弱者」がいかなる範囲の者を指し、原告による「ハラスメント」が「女性をはじめ、あらゆる社会的弱者」に対するものであるかどうかの点について、証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議であるといえるから、意見論評の表明に属する表現である。

具体的に見ても、本件記載のうち、「あらゆる」は「考え得る限りの」という意味であり、「社会的弱者」の意味するところやその範囲は多義的で不明確であるから、「あらゆる社会的弱者」が何を意味するかは証拠等をもって決することができる事項であるとはいえない。また、「ハラスメント」は法的評価を伴う概念であるから、ある言動が「ハラスメント」に該当するかどうかは、意見ないし論評の表明に属する。したがって、「原告があらゆる社会的弱者に対するハラスメント行為を行ったとの事実」の存否を証拠等によって決することはできない。

イ 仮に、本件記載が意見論評に当たらないとすれば、本件記載は、「原告が、ツイッターにおいて、女性をはじめ、あらゆる社会的弱者に対するハラスメント行為を長年継続していた」との事実の摘示である。

(原告の主張)

5 ア 本件記載のうち、女性に対する性差別・ハラスメント行為以外に関する部分は、「原告が、ツイッターを通じて、女性以外の、あらゆる社会的弱者に対するハラスメント行為すなわち差別や差別的言動を長年継続していた」事実を摘示するものであり、これは、一般読者が、証拠等をもってその存否を決することが可能な具体的な原告の行為が記載されていると感得
10 できる程度に具体的であるから、事実の摘示である。

イ 本件声明は、被告を含む歴史学関係学会が令和2年に公表した「歴史学関係学会ハラスメント防止宣言」（以下「ハラスメント防止宣言」という。）を引用しており、同宣言は「性別、性的指向、性自認、社会的身分、人種、民族、国籍、宗教、信条、年齢、職業、学歴・職歴、身体的特徴、
15 障がいの有無など個人の人格にかかわる言動によって、あるいは力関係や優越的地位を利用して個人に不利益・不快感を与え、その尊厳を損なうすべての行為」を「ハラスメント」と定義している。この定義は、前段が差別行為又は差別的言動を指し、後段はアカデミックハラスメントを指すものと解されるどころ、本件記載は、性差別と「ハラスメント」を並列していることや、「あらゆる社会的弱者に対する」という差別を連想する表現を採用していること、文脈上、学術的な場におけるものを指していることが明らかなことから、本件記載を読んだ一般読者は、原告が差別行為・差
20 別的言動（主位的主張）又はアカデミックハラスメント（予備的主張）を長期間にわたり継続していたと受け取ることになる。差別行為ないし差別的言動とアカデミックハラスメントは、いずれも犯罪行為に準ずるような社会的非難を受ける概念として一般化し、内容に社会的な共通理解がある
25

から、上記のように理解される本件記載は、証拠による証明が可能な主張であり、事実の摘示である。

ウ ハラスメントの対象が「あらゆる社会的弱者」と記載されている点についても、「あらゆる」の語義は「すべての」という意味であることが明確であり、証拠による証明が可能であるから、意見論評には当たらない。また、上記のハラスメントの定義に照らせば、少なくとも「性別、性的指向、性自認、社会的身分、人種、民族、国籍、宗教、信条、年齢、職業、学歴・職歴、身体的特徴、障がいの有無」について差別をしたという事実が摘示されていることに加え、「社会的弱者」としては病歴、犯罪歴、犯罪被害歴、出身地といった属性で差別されることも考えられるので、これらの属性を有する者に対する差別行為をした事実も摘示されているといえる。

(3) 争点3 (本件記載は前提事実に基づく意見論評か)

(被告の主張)

ア 本件記載は、原告の過去のSNSへの個々の投稿、具体的には本件各投稿を前提事実とし、これに基づき、原告による本件各投稿が「女性をはじめ、あらゆる社会的弱者に対する長年の性差別・ハラスメント行為」に当たるとの意見論評を表明したものである。

イ 前提事実の特定

本件声明は、原告が女性英文学研究者である北村紗衣（以下「北村」という。）に対するツイッター上での揶揄や誹謗中傷について謝罪し、原告の過去の投稿が衆目の関心を集めていたという文脈において公表されたものであることに照らせば、本件記載が原告の過去のSNSへの個々の投稿を前提事実とした論評であることが黙示的に表示されているといえる。また、本件記載の「ソーシャルメディア（SNS）を通じた（中略）行為が広く知られることとなりました」という文言上も、原告の過去のSNSへの個々の投稿を前提事実としたものであることが示されている。さらに、

本件記載が論評の対象とした本件各投稿は、令和3年3月に被告の常任委員会が確認した原告アカウントの投稿の多数に上るから、摘示は概括的にならざるを得ない。そして、本件記載は、後記ウのとおり本件各投稿と合理的関連性を有するものであるから、本件各投稿を前提事実とする意見論評である。

なお、意見論評の表明に属する表現について、公正な論評の法理を適用するに当たり、当該表現中に前提事実が表示されていることや、前提事実の周知性があることは要件とならない。仮にそうでないとしても、本件では、上記のとおり本件各投稿が前提事実であることは本件声明に黙示的に表示されているといえるし、また、原告アカウントの過去の投稿を見た原告アカウントのフォロワーは多数おり、本件各投稿の多くはまとめサイトやスクリーンショットの形でも原告アカウントのフォロワー以外の者の目にも触れていたから、事後的に原告が本件各投稿を削除したことによって周知性がなくなったとはいえない。

ウ 意見論評と前提事実との合理的関連性

本件各投稿につき、被告が差別的又はハラスメントに該当すると評したことは、後記(ア)ないし(キ)のとおり、不合理ではないから、本件各投稿は、本件記載と合理的関連性を有する前提事実である。ただし、前提事実と論評の合理的関連性が認められるためには、論評の客観的正当性（裁判所が本件各投稿について「ハラスメントである」と認定すること）までは不要である。また、被告は、後記(ア)ないし(キ)のとおり、原告による差別的なハラスメント発言が極めて広汎な対象に及んでいたことから、本件声明において、被害者の属性を確定することが困難なほど多種多様な人々に対する攻撃、さらに意見の異なる研究者や社会集団に対するあからさまな揶揄を包括する表現として、「女性をはじめ、あらゆる社会的弱者に対する」性差別・ハラスメント行為との表現を用いたものであるから、この部分も本

件各投稿を前提事実とした論評であり、前提事実からの論評として不合理ではない。

5 (ア) 本件投稿1は、いずれも男女の役割固定の意識に基づくものや、女性の意識に対する偏見に基づく主張で、女性差別的言動であり、女性の尊厳を損なう行為であるから、被告がこれを女性への「ハラスメント」と論評することは不合理でない。

また、本件投稿2は、北村に対する誹謗中傷であり、同人に対し、その人格にかかわる言動によって、その尊厳を損なう行為であるから、被告がこれを「ハラスメント」と論評することは不合理でない。

10 (イ) 本件投稿3①ないし③は人種差別的言動であり、個人の人格にかかわる言動によって、相手に不利益・不快感を与え、その尊厳を損なうものであるから、被告がこれを、各投稿内で言及された者（本件投稿3①については白人であるジョン・ミッチェル、本件投稿3②については在日コリアン市民、本件投稿3③については外国籍市民及び沖縄市民の生活や安全を軽視した点において同市民）に対する「ハラスメント」とであると論評することは不合理でない。

15 (ウ) 本件投稿3④は性的マイノリティへの差別的言動であり、個人の人格にかかわる言動によって、同投稿内で言及された安富歩及びトランスジェンダーの市民に不利益・不快感を与え、その尊厳を損なうものであるから、被告がこれを「ハラスメント」とであると論評することは不合理でない。

20 (エ) 本件投稿3⑤は部落差別的言動であり、個人の人格にかかわる言動によって、部落出身の市民に不利益・不快感を与え、その尊厳を損なうものであるから、被告がこれを「ハラスメント」とであると論評することは不合理でない。

25 (オ) 本件投稿3⑥及び⑦は、沖縄県民による基地反対や自己決定権を要求

する声を揶揄し、ないがしろにする差別的言動であり、個人の人格にかかわる言動によって、沖縄県民に不快感を与え、その尊厳を損なうものであるから、沖縄県民に対する「ハラスメント」であると論評することは不合理でない。

5 (カ) 本件投稿 3 ⑧は障害者への差別的な言動であり、個人の人格にかかわる言動によって、障害者に不快感を与え、その尊厳を損なうものであるから、被告がこれを「ハラスメント」であると論評することは不合理でない。

10 (キ) 本件投稿 3 ⑨ないし⑫は、原告が歴史学者として持つ社会的地位や影響力等の優越的地位を利用して、各投稿で言及された原告と同じ研究者である藤崎剛人や若林宣を不快にさせ、社会的立場により差別し、その尊厳を踏みにじる言動であるから、被告がこれを「ハラスメント」であると論評することは不合理でない。

(原告の主張)

15 ア 仮に、本件記載が意見論評であるとするれば、本件記載は、前提事実に基づかない裸の意見論評であり、公正な論評の法理を適用する余地はない。

イ 前提事実の特定

20 ある名誉毀損表現の前提事実が何であるかは、当該名誉毀損表現から客観的に決定される必要があるから、前提事実は当該名誉毀損表現の中に少なくとも黙示的に表示されていなければならない、そのためには、最低限、一般読者が想起できる周知性があるものでなければならない。

25 本件各投稿は、本件声明中に明示的には表示されていない。そして、本件各投稿は、原告アカウントによる投稿であるが、原告アカウントはもとも非公開設定（限られたフォロワーしか閲覧することができない状態）であり、原告は、令和3年3月20日に原告アカウントを公開設定に変更したものの、同年4月13日には、当時の勤務先の指示により原告アカウ

ントを削除したから、公開されていた期間は短期間にすぎず、この間に1
6万件以上に及ぶ原告アカウントの投稿の中から一般読者が本件各投稿を
特定することは事実上不可能であった。また、本件各投稿の一部は、まと
めサイトに掲載されたが、同年3月24日以降、まとめサイトも削除され
て閲覧することができなくなった。したがって、被告が本件声明を公開し
た同年4月2日の時点で、本件各投稿には周知性がなく、本件声明を閲読
した一般読者が本件各投稿を想起することは不可能であったから、本件声
明において黙示的にも本件各投稿が表示されているとはいえず、本件各投
稿は本件記載の前提事実とならない。

さらに、同年3月に被告の常任委員会が本件各投稿を確認したことは認
められないし、仮に被告が本件各投稿を確認したとしても、そのことが公
開されていない以上、一般読者の読み方には何ら影響を与えないから、上
記の確認行為を理由として本件各投稿が本件声明の前提事実となることは
ない。

なお、仮に、原告が本件記載の前提事実であると主張する本件各投稿と
本件記載との間に合理的関連性があるとしても、そのことのみでは本件各
投稿が本件記載の前提事実であるとはいえない。

ウ 意見論評と前提事実との合理的関連性

原告は、「女性に対する性差別・ハラスメント行為」との表現が名誉毀
損に当たるとの主張はしていないが、本件投稿1及び2は女性に対する差
別的発言があったことを基礎づける事実にしかなり得ないから、本件投稿
1及び2と、原告が主張する本件記載による名誉毀損表現との間に合理的
関連性はない。

また、本件記載は、学術的権威を有する被告が、原告による極めて悪
質・広汎な非違行為がなされた旨の強い表現を用いて、前提事実を明示す
ることなく行った表現であるから、前提事実には相当高度な合理的関連性

を要求すべきである。本件投稿3は、ハラスメント（差別的言動）に該当せず、仮にその一部がハラスメントに該当したとしても、一部の属性を対象にする投稿があるのみで、「あらゆる社会的弱者」に対する性差別・ハラスメントがあるとはいえないから、本件記載との合理的関連性はない。本件投稿3のハラスメント該当性に関する被告の主張は、原告による本件投稿3の各投稿に至る経緯を無視し、各投稿の意味を曲解している。

(4) 争点4（本件記載は意見論評の域を逸脱していないか）

（被告の主張）

原告は、本件声明の公開の当時、社会的影響力を有する歴史学者であったものであり、その発言や行動については一定の批判を甘受すべき立場にあったから、原告による社会的弱者に対する誹謗中傷に対して厳しい批判をすることは当然であり、本件記載の表現方法が執拗であるとも、内容がいたずらに極端な揶揄、愚弄、嘲笑、蔑視的な表現にわたっているともいえないことに照らせば、人身攻撃に及ぶなど意見論評の域を逸脱したものではない。

（原告の主張）

本件投稿3は、ハラスメント（差別的言動）に該当せず、仮にハラスメント（差別的言動）に該当とするとしても、少数の属性を対象とするものにとどまるにもかかわらず、「あらゆる社会的弱者に対する性差別・ハラスメント」という表現は過大で、極めて強い非難を意味する表現である。加えて、本件記載を含む本件声明は、本件投稿3を明示的に表示していないから、一般読者は被告の判断を鵜呑みにするしかない。そして、本件声明は、学術的権威である被告の正式声明として、他に例のない研究者個人に対する声明を継続的に公開したものであり、1316人の署名者によるオープンレターの公開と連携して、原告に対し、日文研からのテニユア撤回及び懲戒処分、共同研究からの研究者の離脱、連載打ち切り等の極めて大きな影響を与えたものである。以上の事情を考慮すると、仮に本件記載が前提事実に基づく意見

論評であるとしても、論評の域を超えるものである。

(5) 争点5 (本件記載の摘示事実の重要部分の真実性が認められるか)

(被告の主張)

ア 仮に、本件記載が意見論評に当たらないとすれば、本件記載は、「原告
5 が、ツイッターにおいて、女性をはじめ、あらゆる社会的弱者に対するハ
ラスメント行為を長年継続していた」旨の事実の摘示である。

イ(ア) 本件記載を含む本件声明は、ハラスメント防止宣言を受けて「ハラス
10 メント」という言葉を使っているから、ここにいう「ハラスメント」と
は、「個人の人格にかかわる言動によって、個人に不利益・不快感を与
え、対象者の尊厳を損なうすべての行為」を指すものである。

イ(イ) そして、原告は、3800人ものフォロワーが閲覧することができた
原告アカウントにおいて、女性差別的な投稿及び女性へのハラスメント
(本件投稿1) や、北村に対する誹謗中傷ひいては同人に対するハラス
15 メント(本件投稿2)を行った。

また、原告の投稿の中には、人種差別的表現(本件投稿3①ないし
20 ③)、性的マイノリティに対する差別的発言(本件投稿3④)、部落差
別発言(本件投稿3⑤)、沖縄県民に対する差別的発言(本件投稿3⑥
及び⑦)、障害者に対する差別的発言(本件投稿3⑧)、不安定な地位
にある研究者に対する実名での誹謗中傷等(本件投稿3⑨ないし⑫)が
あった。これらの発言は、いずれも、人種や出自、性自認、出身地、社
会的地位、障害の有無など個人の人格にかかわる言動によって、その尊
25 厳を損なう行為であるから、「ハラスメント」である。

なお、何が「社会的弱者」に該当するかについては見解が分かるところ
30 であるから、「あらゆる社会的弱者」が何かは証拠等によって存否
が決される事項ではなく、本件記載のうち「あらゆる」という表現は、
原告が攻撃の対象とした「社会的弱者」の対象が極めて広範囲にわたっ

ていることを強調する修飾語にすぎない。

(ウ) 原告による以上の一連の投稿は、女性をはじめ、被害者の属性を確定することが困難なほど多種多様な人々に対する攻撃であるから、「原告が、ツイッターにおいて、女性をはじめ、あらゆる社会的弱者に対するハラスメント行為を長年継続していた」という本件記載の摘示事実は、その重要な部分について真実である。

(原告の主張)

ア 否認ないし争う。本件記載のうち、「女性に対する性差別・ハラスメント行為」以外の部分は、「原告が、ツイッターを通じて、女性以外の、あらゆる社会的弱者に対するハラスメント行為すなわち差別や差別的言動を長年継続していた」との事実を摘示するものであり、その摘示事実の重要部分について真実性は認められない。

イ 本件声明の公開の当時、原告による女性差別投稿（本件投稿1及び2）は既知のものとなっており、それに言及しても原告の社会的評価が低下するようなものではなかったところ、本件記載がそれ以外の「あらゆる社会的弱者」に対する差別に言及したことによる社会的評価の低下を問題とすべきであるから、女性差別投稿の存在によっては本件記載の重要部分の真実性は認められない。

また、本件声明はハラスメント防止宣言を引用しており、同宣言にいう「ハラスメント」は差別・差別的言動とアカデミックハラスメントを連結した概念である。そして、本件声明の公開当時、原告の女性差別発言が問題視されていた一方、原告による若手研究者に関する投稿は話題となっておらず、一般読者が本件投稿3⑨ないし⑫を読むこともできなかったこと、本件記載に「性差別・ハラスメント行為」という差別についての表現があったこと、「社会的弱者」がハラスメント防止宣言記載の差別の対象となる属性の典型例を指すと解されることを踏まえると、一般読者の注意及び

考え方を基準とすれば、本件記載のうち「女性に対する性差別・ハラスメント行為」以外の部分は、女性以外に対する差別・差別的言動を摘示したものである。仮に、本件記載が、あらゆる社会的弱者に対する差別・差別的言動だけでなく、アカデミックハラスメントをも摘示しているとしても、この2つの摘示はそれぞれ別個の行為類型を一般読者に想起させる独立した事実摘示であるから、アカデミックハラスメントの摘示との関係での事実摘示の重要部分の真実性立証は、差別・差別的言動の摘示との関係で違法性を阻却することはない。

そして、本件投稿3①ないし⑧が言及する対象は、差別の対象となる属性の典型例（性別、性的指向、性自認、社会的身分、人種、民族、国籍、宗教、信条、年齢、職業、学歴・職歴、身体的特徴、障害の有無、病歴、犯罪歴、犯罪被害歴、出身地）のうちごくわずか（性自認、社会的身分、民族、障害の有無、出身地）であり、他の属性には全く言及していないから、本件投稿3のハラスメント該当性を論ずるまでもなく、「あらゆる社会的弱者に対する」ハラスメント行為という摘示事実の重要部分の真実性が立証されたとはいえない。なお、争点3における原告の主張ウで述べたとおり、本件投稿3はハラスメントには該当しない。

(6) 争点6（本件記載の公開が違法なアカデミックハラスメントとして不法行為が成立するか）

（原告の主張）

学術研究の場において、①優位性（力関係や優越的地位を利用して）、②不利益（個人に不利益・不快感を与え）、③不当性（その尊厳を損なうすべての行為）の3要件を満たすアカデミックハラスメント行為は、対象者の権利を侵害する不法行為である。すなわち、優位な力関係に基づく不利益には正当性が要求され、不当になされてはならないという行為規範に違反する行為は、法律上保護される利益を侵害したと評価すべきである。

歴史学分野における学術団体の連合組織である被告は、若手歴史学者でありテニユアトラック助教としてテニユアを取得する段階だった原告に対し、優越的地位を有していた。被告と原告の間には、本来、直接の指導・注意等の関係は予定されていないが、被告がそれを不当に行った場合には、それによって原告に対する業界ぐるみの排斥等の極めて深刻な不利益が発生するから、被告が優位な力関係に基づいて原告に不利益を与える場合には、高度の正当性が要求される。

そして、本件声明は、歴史学分野の学会の連合体である被告による公式声明であって、歴史学会の総意であり信頼性が高いものとして受け取られ、第三者が、原告が「あらゆる社会的弱者に対する、長年の性差別・ハラスメント行為」を行ったとの本件記載の内容を鵜呑みにして認識することで、原告の研究者声明を絶つに等しい不利益が生じた。本件声明の公開当時の原告の勤務先である日文研は、令和3年8月6日、原告に対するテニユア付与を撤回し、同年9月13日付けで原告を停職1か月の懲戒処分としたが、本件声明は日文研によるこれらの処分の理由となっている。このように、本件声明によって、原告に甚大な精神的苦痛が生じた。

その上で、本件記載は、名誉毀損に当たることを別にしても、争点4における原告の主張のとおり、強い表現で根拠を示さずに原告に上記の大きな不利益を与えたことに加え、原告に対する弁明の機会の付与等の適正な手続や中立性を欠いており、原告による訴訟予告通知に対する被告の対応や本件訴訟における被告の主張も誠実でなく、被告の傘下にある歴史学者からも本件声明の公表手続が拙速であったとの疑問が呈されていることなどからすれば、不当性があるといえる。

以上によれば、不法行為が成立する。

(被告の主張)

否認ないし争う。原告の主張するアカデミックハラスメントによる不法行

為は、名誉毀損による不法行為と同じ行為を対象とし、被侵害権利や損害も共通しているというのであるから、名誉毀損による不法行為の成否の問題に解消されるというべきであるところ、本件声明は、名誉毀損としての違法性が阻却されるから、アカデミックハラスメントによる不法行為も成立しない。

5 (7) 争点7 (原告の損害及び謝罪広告の必要性)

(原告の主張)

ア 原告の損害

10 本件記載による名誉毀損又はアカデミックハラスメントによる不法行為により、原告には甚大な精神的苦痛が生じており、その損害を金銭的に評価すると少なくとも100万円を下らない。

また、10万円の弁護士費用も、被告の不法行為と相当因果関係のある損害である。

イ 謝罪広告の必要性

15 本件声明による名誉毀損は深刻であり、原告は自らの社会的評価を回復するための手段を持たないから、金銭賠償のみで原告の損害を回復することはできない。

したがって、原告の損害を回復するには、民法723条の処分として、被告ウェブサイトの、被告が本件声明を掲載したページに、別紙1のとおり
20 の謝罪広告を、別紙2のとおり掲載要領で掲載することが必要である。

(被告の主張)

いずれも争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

25 前提事実並びに争いのない事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 原告と北村との紛争等

ア 令和3年3月15日から同月16日にかけて、ツイッター上で、女性
英文学研究者である北村が歴史研究者である亀田俊和を批判する投稿を
行ったところ、同日、原告が、原告アカウントにおいて、北村の上記投
稿を引用して、北村の当該投稿を批判する投稿（本件投稿2⑩）を行っ
た（甲4の1・2）。

イ 同月17日、北村は、自己のツイッターアカウントにおいて、原告の
本件投稿2⑩のスクリーンショット画像を添付して、原告が非公開の原
告アカウントで北村の悪口を言っている旨を指摘する投稿を行うととも
に、「中世日本史って男同士で隠れて陰口言う文化でもあるんですか
ー？」などと原告を批判する投稿を行った。その後、同月20日頃にか
けて、北村は、本件投稿2④ないし⑥等のスクリーンショット画像を添
付するなどして、原告アカウントの投稿を批判する内容の投稿を複数回
にわたって行った（甲4の2）。

ウ 原告は、同日、原告アカウントにおいて、ツイッターにおける北村に
対する一連の揶揄、誹謗中傷について反省し謝罪する旨の投稿を行った
（甲4の2）。

エ 同年4月4日、北村を含む18名の個人が差出人となり、「オープン
レター 女性差別的な文化を脱するために」と題する文書（以下「オー
プンレター」という。）をウェブサイト上に公開し、その後、同月30
日までに1313名の賛同署名が寄せられたことを公開した。オープン
レターの中には、原告がツイッターにおいて北村に対する中傷や性差別
的な発言を続けていたことが実名で記載されていた。（甲11の1・2）

オ 原告は、同年7月16日、北村との間で、各代理人を通じて和解契約
を締結し、同月19日、原告が開設したブログ上において、北村に対す
る誹謗中傷を行ったことを謝罪する旨の謝罪文を公開した（甲6の1・
2、52）。

(2) 原告による本件各投稿及びその公開状況等

ア 原告は、平成25年8月12日に原告アカウントを開設した後、平成27年5月25日から令和3年3月17日までの間に、本件各投稿を行った（前提事実(2)）。

原告アカウントは、平成27年11月から非公開設定（アカウントの利用者が承認した「フォロワー」でなければ当該アカウントの投稿を閲覧することができない設定）とされていたが、令和3年3月頃の時点で、原告アカウントの投稿を閲覧することができるフォロワーは約3800名の多数に上っていた（甲4の3、甲57）。

イ 原告は、同月20日、原告アカウントにおける上記(1)ウの謝罪投稿を公開するため、原告アカウントを公開設定に変更した（甲4の2、甲57）。

ウ 上記イのとおり原告アカウントが公開設定とされたことにより、原告アカウントのフォロワー以外の者も、原告アカウントの過去の投稿を閲覧したり、原告アカウントの投稿を引用してまとめサイトを作成したりすることが可能となり、同日から同月28日頃までに、原告アカウントの投稿を引用したまとめサイトが複数作成された（甲4の2、甲24の1・2、甲24の3の1、甲53の1・2）。

上記のまとめサイトは、同月24日頃から同月28日頃に相次いで削除され、現在ではまとまった形でインターネット上に公開されているものはない（甲4の5、甲24の3の2・3、弁論の全趣旨）。

エ 被告は、同年4月2日、本件声明を公開した（前提事実(3)）。

オ 日文研は、同年3月24日から同年4月5日にかけて、原告に対し、原告アカウントの過去の投稿データをダウンロードした上で、原告アカウント及びその過去の全投稿を削除することを提案し、原告アカウントの削除方法についても詳細な指示ないし提案を行った（甲26の1・

2)。

原告は、同日までに、原告アカウントの過去の投稿データをダウンロードして日文研に提出した上で、日文研の提案に従い、同日、原告アカウント上で、ツイッターの利用方法を誤り多くの方の心を傷つけたことを謝罪するとともに、原告アカウントの削除を予告する投稿を行った(甲4の4、甲26の2)。

原告は、同月13日、原告アカウントを削除し、これにより、原告アカウントの過去の投稿を閲覧することはできない状態となった(弁論の全趣旨)。

カ 令和3年11月8日、歴史研究者である嶋理人が本件声明を擁護する趣旨のブログ記事をインターネット上に公開した。同記事には、本件投稿3⑥のスクリーンショット画像が掲載されていたが、本件投稿3のその他の投稿は引用されていなかった(甲29)。

また、令和4年7月6日の時点で、原告の氏名と「twitter(ツイッターの英語表記) 差別」をキーワードにインターネット検索をすると、本件投稿3のうち、②、③、⑥、⑦のスクリーンショット画像等が閲覧できる状態であった(乙39)。

(3) 日文研による原告に対する処分等

ア 原告は、令和3年9月30日までをテニユアトラック期間とするテニユアトラック助教として日文研に採用されていたところ、同年1月12日付けで、日文研から、始期を同年10月1日、職名を准教授とするテニユアを付与する旨を通知されていた(前提事実(1)ア)。

イ 日文研は、同年3月24日、原告アカウントにおける原告の発言について嚴重に注意し、誠実に謝罪するよう厳しく指導した旨を発表した(甲5)。

ウ 日文研は、上記アのテニユア付与について再審査を行ったとして、同

年8月6日、原告に対し、原告へのテニユア付与をしないことを決定した旨を通知した（以下「本件テニユア撤回」という。甲12の4）。

上記の通知においては、原告の行為がテニユア審査基準に抵触する具体的事由として、原告の北村に対する原告アカウント内での誹謗中傷をきっかけに、原告の女性一般に対する差別や蔑視発言が露見し、日文研に在籍する女性をはじめとする教職員の職場環境を悪化させたこと、上記の原告の行為によって、一般社会や学界における日文研の信用失墜を招いたこと、原告が原告アカウントにおいて不適切発言を行っていたことが研究者倫理の欠如を疑わせることなどが挙げられていた（甲12の4）。

エ 日文研は、同年9月13日、原告を停職1か月の懲戒処分とした（以下「本件懲戒処分」という。甲13の1）。

本件懲戒処分の対象とされた事実は、①原告が、原告アカウントの中で、特定の個人に対する誹謗中傷や、女性差別・女性蔑視的、民族差別・外国人差別的な不適切発言を、繰り返し不特定多数に向かって行ったこと、②勤務時間中にツイッターを私的に利用したことである（甲13の1）。また、本件懲戒処分に先立つ懲戒審査に際し、日文研が原告に対して交付した懲戒審査事由説明書において、上記①及び②の事由による影響として、オープンレターが公開されるなど、日文研の名前を不本意な形で国内外に知らしめ、日文研の学界における信用を失墜させたことが挙げられていた（甲13の2）。

(4) 歴史学関係学会ハラスメント防止宣言の公表

被告を含む歴史学関係学会は、令和2年7月15日、「歴史学関係学会ハラスメント防止宣言」（ハラスメント防止宣言）を公表した。本件声明中には、同宣言への言及がある。

同宣言は、「ハラスメント」について、「一般に、ハラスメントは、性

別、性的指向、性自認、社会的身分、人種、民族、国籍、宗教、信条、年齢、職業、学歴・職歴、身体的特徴、障がいの有無など個人の人格にかかわる言動によって、あるいは力関係や優越的地位を利用して個人に不利益・不快感を与え、その尊厳を損なうすべての行為を指します。」と定義している。

また、同宣言には、「セクシュアル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、レイシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメント、アルコール・ハラスメントなど様々なハラスメントはようやく社会的に認知されるようになっていきます。」「また、近年ではソーシャルメディアの発達とともに、インターネット上での誹謗中傷も大きな社会問題になっています。」などの記載があるほか、ハラスメント防止宣言に賛同する歴史関係学会が、歴史学の発展と関係者の人格と人権の尊重のために、各学会会員にハラスメントの防止を呼び掛け、啓発活動に取り組み、ハラスメントのない自由闊達で平等な歴史研究・教育活動の実現に努める旨を宣言している。

2 争点1（被告による本件記載の公開に公益目的が認められるか）について

- (1) 認定事実(4)のとおり、被告は、本件声明の公表に先立って、ハラスメント防止宣言を公表し、インターネット上での誹謗中傷等の行為を問題視する姿勢を明らかにするとともに、各学会会員にハラスメントの防止を呼び掛け、ハラスメントのない自由闊達で平等な歴史研究・教育活動の実現に努める旨を宣言していたところ、本件声明は、認定事実(1)アないしウ及び同(2)ウのとおり、原告による原告アカウントの投稿のうち主に北村に対する誹謗中傷に当たるものが批判され、まとめサイトが作成されるなど衆目を集めることになったことを契機として発表されたものであることが認められる。

そして、別紙3の本件声明の内容に加え、上記の経緯を踏まえて考えると、本件声明は、全体として、被告が、ハラスメント行為やそれを看過する行為等を批判し、ハラスメントを生み出す構造を明らかにし、同じことを繰り返さないための取り組みを進めるという被告の課題と責任を表明したものであるから、公共の利害に関する事実に係るものであり、また、本件記載は、上記の表明の前提として、本件声明を発表する契機となった原告のSNS投稿に対する被告の評価を表明したものであると認めるのが相当であるから、その目的が専ら公益を図ることにあったものと認めるのが相当である。

(2) これに対し、原告は、被告が本件声明の公表に当たり原告に告知聴聞の機会を与えず、虚偽の事実を摘示したものであるから、原告を不当に貶める目的があった疑いがある旨の主張をするが、上記に照らし、同主張は採用することができない。

3 争点2（本件記載は意見論評に該当するのか事実の摘示に該当するのか） について

(1) 名誉毀損に係る不法行為責任の成否が問題とされている表現が、事実を摘示するものである場合と、意見ないし論評の表明である場合とでは、その不法行為責任の成否に関する要件が異なるため、当該表現がいずれの範疇に属するかを区別する必要があるところ、当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は、上記特定の事項についての事実を摘示するものと解するのが相当であり、このような証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属するというべきである（最高裁平成15年（受）第1793号、同第1794号同16年7月15日第1小法廷判決・民集58巻5号1615頁）。そして、事実の摘示と意見論評の表明との区別

に当たっては、当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断するのが相当である（最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第3小法廷判決・民集51巻8号3804頁）。

5 (2) 原告が、名誉毀損に係る不法行為の成立を主張する表現は、本件記載のうち、「女性に対する性差別・ハラスメント行為」との部分を除いた、「今般、日本中世史を専攻する男性研究者による、ソーシャルメディア（SNS）を通じた、（中略）あらゆる社会的弱者に対する、長年の（中略）ハラスメント行為が広く知られることとなりました。」という表現であるところ、「あらゆる社会的弱者に対する、長年のハラスメント行為」
10 という表現（以下「本件記載部分」という。）が、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として、証拠等によってその存否を決することが可能な特定の原告の特定の行為の存在を明示的又は黙示的に主張するものと理解されるのか、証拠等による証明になじまない、原告の行為の価値、善悪、優劣についての批判や論議などに属すると理解されるかのいずれであるか
15 について検討する。

「社会的弱者」に対する「ハラスメント行為」という表現は、それぞれ、一定の評価を含む概念を指す表現であるから、本件記載部分のような表現は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準としても、前後の文脈等により、①どのような属性の者に対するどのような行為を指しているか具体的に想起可能であって、そのような行為の存否を証拠によって決することが可能な場合もあれば、逆に、②一定の行為の存在を前提として、当該行為について「社会的弱者」に対する「ハラスメント行為」とであると評価したものと理解される場合もあり得るといえる。

20 これを本件についてみると、本件記載中の「日本中世史を専攻する男性研究者」が原告であり、「ソーシャルメディア（SNS）」がツイッターを指すことは争いがないことに加えて、本件声明が、原告がツイッターの
25

原告アカウントにおいて、北村に対する揶揄や誹謗中傷を謝罪し、公開設定とされていた原告アカウントの投稿を引用したまとめサイトが作られるなどした直後の時期に発表されたものであること（認定事実(1)アないしウ、同(2)イないしエ）など一般の読者が知り得た事情をも併せ考慮し、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、本件記載が、原告による、
5 ツイッターの原告アカウントを通じた何らかの投稿が社会に広く知られたという事実を摘示するとともに、当該投稿を指して、「あらゆる社会的弱者に対する、長年のハラスメント行為」に該当し非難されるべきものであるとの評価を主張したものと理解できるから、本件記載部分は、上記のような被告の意見論評を摘示したものであると認めるのが相当である。

(3) これに対し、原告は、本件声明がハラスメント防止宣言を引用していることを踏まえ、本件記載部分は、性別、性的指向、性自認、社会的身分、人種、民族、国籍、宗教、信条、年齢、職業、学歴・職歴、身体的特徴、
10 障害の有無、病歴、犯罪歴、犯罪被害歴、出身地といった被差別属性を有する者に対する差別行為・差別的言動及びアカデミックハラスメントを指すと主張し、原告が上記の「差別や差別的言動を長年継続していた」事実は証拠等をもってその存否を決することが可能な具体的な事実の摘示である旨を主張する。

しかし、原告は、ハラスメント防止宣言における「ハラスメント」の定義のうち「個人的人格にかかわる言動によって、（中略）その尊厳を損なうすべての行為」を「差別行為・差別的言動」と同義であると解釈しているのに対し、被告はこれに限られないと主張しているところ、「ハラスメント」の定義の前段において差別の対象となりやすい様々な属性が列挙されていることを踏まえても、「その尊厳を損なうすべての行為」が差別行為・差別的言動に限られることが一義的に明らかであるとは言い難く、
20
25 「尊厳を損なう」とはどのような行為ないし状態を包含するかには評価が

含まれるから、証拠による証明になじまないといわざるを得ない。また、「ハラスメント行為」という概念について、裁判上でその該当性が争われ、裁判所が判断を示す場合があるとしても、法的評価としての判断が可能であることを理由に、当該評価の表明が事実の摘示に当たると解することもできないというべきである（前掲最高裁平成16年7月15日第1小法廷判決参照）。

さらに、本件では、原告が本件各投稿を行ったことは当事者間に争いがなく、このうち本件投稿3が「あらゆる社会的弱者に対する、長年のハラスメント行為」に該当するか否かについて当事者間の主張の対立があるのに対し、その他に原告の行為自体の存否が争いとなっているものはない。すなわち、本件において当事者間で実質的に紛争になっているのは、「社会的弱者」という表現から容易に想起される属性を有する具体的な者に対するハラスメント行為を原告が行った事実の有無や、「ハラスメント行為」に該当することが明らかな具体的な行為を原告が行った事実の有無ではなく、原告が行った本件投稿3が、「あらゆる社会的弱者に対する、長年のハラスメント行為」と呼んで非難するに値する行為であるか否かという、原告の特定の行為に対する善悪の評価についてであると解される。このことから、本件記載部分は、証拠等をもってその存否を決することが可能な事実の摘示に尽きるものではなく、意見論評の表明に当たると解するのが相当である。

(4) 以上によれば、本件記載部分は、事実の摘示ではなく、意見論評に当たると認められる。

4 争点3（本件記載は前提事実に基づく意見論評か）について

(1) 前提事実の特定について

ア 意見論評の表明による名誉毀損は、ある事実を基礎としての意見論評の表明が、公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益

を図ることにあつた場合に、上記の意見論評の前提としている事実が重要な部分において真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものと解される。そして、ある意見論評の表明が、ある事実を前提としたものといえるかどうかについても、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断するのが相当である（前掲最高裁平成9年9月9日第3小法廷判決参照）。

イ これを本件についてみると、上記3(2)のとおり、本件記載は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告による、ツイッターの原告アカウントを通じた何らかの投稿が社会に広く知られた事実を摘示するとともに、本件記載部分において、上記投稿を指して「あらゆる社会的弱者に対する、長年のハラスメント行為」に当たるとの意見論評を表明したものと解されるから、本件記載部分は、被告が本件声明の公表当時に認識していた原告アカウントの何らかの投稿を前提事実としたものであると理解されるといえる。

そして、被告は、本件各投稿を本件記載の前提事実であると主張しているところ、本件投稿1及び2は、被告の主張を前提としても、専ら女性に対する性差別・ハラスメント行為との評価の前提としたものであると解されるから、本件記載部分の前提事実として主張されているのは本件投稿3であると解される。

その上で、被告は、令和3年3月に被告の常任委員会が原告アカウントの投稿を調査、確認し、この調査に基づいて本件声明を作成した旨の主張をすところ、認定事実(2)イないしカによれば、同月20日から同年4月12日までは、被告が原告による承認等を経ずに原告アカウントの投稿内容を確認することが可能な状態であつたが、被告が本件声明を公表した同月2日からわずか11日後の同月13日には、原告は本件投

ることもしばしば行われるところであり、このときに、当該意見論評が何らかの事実を前提としていることが読者に理解できれば、その前提事実が何であるか、あるいは当該前提事実の存否といった問題を議論の俎上に載せることは可能であるから、前提事実の特定に際しては、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として、当該意見論評が一定の事実を前提としていることが読み取れ、周辺事情と合わせて当該事実を特定することができれば足り、一般の読者が当該意見論評を読んだだけで前提とされた個々の具体的事実を想起することができることまでは要しないと解するのが相当である。現に、本件記載は、「日本中世史を専攻する男性研究者」という表現に原告との同定可能性があることについて争いがないとはいえ、原告の実名は伏せて表現しているが、周知性のない前提事実はすべて明示する必要があると解した場合、本件各投稿の周知性に疑義があれば、原告が原告アカウントを通じてツイッター投稿を行った事実を本件声明中に具体的に摘示する必要があることとなり、実名による事実の摘示が原告の社会的評価に与える悪影響はより大きくなることもあり得るのであって、このような方法でしか意見論評を表明することができないと解することは相当ではない。

オ 以上によれば、本件記載部分は、被告が本件声明の公表当時に認識していた原告アカウントの投稿を前提事実とした意見論評であり、具体的には本件投稿3が本件記載部分の前提事実であると認めるのが相当である。

(2) 意見論評と前提事実との合理的関連性について

ア 意見論評を表明する自由は、民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものであり、意見論評の客観的正当性については、これを表現者が証拠等をもって証明することが必ずしも容易でないことから、むしろ当事者間の言論の応酬を踏まえて読者の判断に委ねることとし、

的外れな意見論評も、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、それ自体として不法行為を構成することはないものと解するのが表現の自由の保障に資するといふべきであるから、上記(1)アのとおり、意見論評の合理性ないし適切性は意見論評の表明による名誉毀損の免責要件とならないと解するのが相当である。

もつとも、ある真実を前提事実とすることが意見論評の表明による名誉毀損の免責要件となる以上（上記(1)ア）、前提事実たるべき事實は、当該意見論評との間に合理的関連性を有するものであることを要すると解するのが相当である。

イ これを本件についてみると、被告は、本件投稿3を本件記載部分による意見論評の前提事実として主張しているところ、本件投稿3は、原告が、ツイッターの原告アカウントを通じて行った投稿のうち、「白人」という人種に言及したもの（本件投稿3①）、「在日中国人」や「在日コリアン」という国籍に言及したもの（本件投稿3②及び③）、いわゆるトランスジェンダー（性的マイノリティ）当事者である安富歩（乙12）に言及したもの（本件投稿3④）、部落解放同盟に言及したもの（本件投稿3⑤）、「沖縄」という特定の地域ないしその市民に言及したもの（本件投稿3③、⑥及び⑦）、障害者に言及したもの（本件投稿3⑧）、埼玉工業大学非常勤講師である藤崎剛人及び在野の研究者である若林宣に言及したもの（本件投稿3⑨ないし⑫）であり、本件投稿3①ないし⑧は、原告の主張を前提としても「社会的弱者」と呼ばれ得る属性に言及したものであるといえるし、本件投稿3⑨ないし⑫も、比較的若手で立場の不安定な研究者らに言及している点で、学歴・職歴の点において「社会的弱者」と呼ばれ得る属性の者に言及した投稿であるといえるから、被告が本件投稿3を指して「あらゆる社会的弱者に対する、長年のハラスメント行為」と論評したことには論理的関連性はあるとい

うことができ、本件記載部分と、その前提事実である本件投稿3との間には、合理的関連性があると認めるのが相当である。

ウ これに対し、原告は、本件投稿3はハラスメント行為に該当せず、仮に該当するとしても一部の被差別属性を対象とする投稿があるのみであり、「あらゆる社会的弱者に対する（中略）ハラスメント」があるとはいえないから、本件投稿3と本件記載部分との間に合理的関連性はない旨の主張をする。

しかし、被告が本件投稿3についてハラスメント行為に該当すると評価したことに合理性があるかどうかや、本件投稿3で言及された属性をもって「あらゆる社会的弱者」と評価することが合理的かどうかといったことは、まさに本件記載部分の意見論評内容の合理性の問題であるから、これらの評価は言論の応酬と読者の判断に委ねることが表現の自由の保障に資するところであって、これらを意見論評と前提事実との合理的関連性の問題として裁判所が判断することは相当でない。したがって、原告の上記の主張は採用することができない。

エ 以上によれば、本件記載部分と本件投稿3との間には、合理的関連性があり、この点からも本件投稿3を本件記載部分の前提事実であると認めることに支障はないというべきである。

(3) 以上によれば、本件記載は、原告が本件投稿3を行った事実を前提事実とし、これに基づき、原告による本件投稿3が「あらゆる社会的弱者に対する長年のハラスメント行為」に当たる旨の意見論評を公表したものと解するのが相当である。

(4) そして、原告が本件投稿3を行った事実を行ったとの前提事実が真実であることは、当事者間に争いが無い。

5 争点4（本件記載が意見論評の域を逸脱していないか）について

本件記載のうち本件記載部分は、原告による本件投稿3を強い表現で批判

するものではあるが、その内容に照らし、あくまでも本件投稿3という原告の行為に対する批判にとどまり、原告に対する人身攻撃に及ぶものではないといえない。

また、本件声明中には、本件記載部分の意見論評の前提事実である本件投稿3は明示されていないが、このことは、一般の読者が被告による意見論評の当否を判断することを難しくさせた面がある一方で、同時に、本件記載という「日本中世史を専攻する男性研究者」が原告であることの同定可能性を有するだけの前提知識を持たない読者との関係では、原告の社会的評価に対する悪影響の広がりを抑える効果もあったと考えられるから、一概に不当な表現方法であるということもできない。

さらに、原告は、被告が学術的権威を濫用し、大勢による抗議行動であるオープンレターと連携して本件声明を公表したことにより、様々な不利益を被った旨の主張をするが、本件記録を見ても、被告がオープンレターの差出人らと意を通じていたことを認めるに足りる的確な証拠は見当たらないし、また、原告が本件声明の影響によるものであると主張する日文研による本件テニユア撤回及び本件懲戒処分（認定事実(3)ウ及びエ）並びに共同研究者の離脱や連載の中断等（甲57）については、本件声明の中に上記のような対応を促すような表現がことさらに使用されていたわけでもないから、被告がその表現の自由を濫用して殊更に原告に不利益を与えたとまでは言い難いといふべきである。

以上の事情を総合すれば、本件記載部分は、意見論評の域を逸脱したものではないと認めるのが相当である。

6 名誉毀損を理由とする損害賠償請求及び謝罪広告掲載請求について

以上によれば、被告が本件記載部分を公表したことにより、原告の社会的評価が低下したが、同公表は、公共の利害に係る事実に係る事項につき、専ら公益を図る目的でされた意見論評の表明であり、かつ、その前提事実は

真実であるから、違法性が阻却され、名誉毀損の不法行為は成立しない。

7 争点6 (本件記載の公開が違法なアカデミックハラスメントとして不法行為が成立するか) について

(1) 原告は、学術研究の場において優位な力関係に基づいて不当な不利益を与える行為は、アカデミックハラスメントに当たり、法律上保護される利益を侵害するものとして不法行為が成立し、被告による本件記載の公表がこれに当たると主張する。

(2) そこで検討するに、被告による本件記載の公表は、上記6のとおり、名誉毀損行為としては違法性を欠くものであるところ、このような行為について、表現内容の不当性を理由として容易に不法行為の成立を認めるとすれば、意見論評の表明による名誉毀損表現について広汎に表現の自由を保障しようとした趣旨に反することは明らかであるから、名誉毀損としての違法性が認められない表現行為を問題とする場合については、当事者間の関係性を理由として不法行為が成立する余地を認めるにしても、少なくとも、優越的地位を利用して具体的な不利益を与えたことを要すると解するのが相当である。

これを本件についてみると、前提事実(1)のとおり、被告は学術団体の連合組織であり、研究者個人である原告との間に直接的な関係はない。もっとも、被告の学会会員には原告の加盟する学会が含まれているから、被告は間接的に原告に対して優位な地位にあるといえることができる。

しかし、原告が本件声明の影響であると主張する様々な不利益は、被告が直接に原告の権利利益を左右することができる地位にあったものではなく、本件テニユア撤回及び本件懲戒処分については原告の雇用主であった日文研、共同研究者の離脱については当該研究者、連載の中断については掲載媒体の運営者等の関係者の判断に基づくものであったというべきであるし、別紙3の本件声明の内容に照らしても、被告は、原告によるSNS

投稿に対する否定的な評価を表明してはいるものの、歴史学界全体に向けてハラスメント行為の防止を呼び掛けたものであって、学会会員やその会員である歴史研究者らに対し、原告の研究活動上の権利利益を剥奪ないし制約することを働きかけたものとは認められない。


以上の事情に鑑みれば、本件声明の公表に当たり、被告が原告に対し弁明の機会を付与するなどの手続をとらなかったことを踏まえて考えても、被告がその優越的な地位を利用して原告に具体的な不利益を与えたといえることはできないから、本件記載の公表をもって、名誉毀損とは別個の違法なアカデミックハラスメントとして不法行為が成立するということとはできない。

第4 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所立川支部民事第2部

裁判長裁判官

杉山 順一 

裁判官

佐々木 麗 

裁判官大須賀綾子は、退官につき、署名及び押印をすることができない。

裁判長裁判官

杉山順一 

別紙1

謝罪文

日本歴史学協会は、令和3年4月2日に公開した「歴史研究者による深刻なハラスメント行為を憂慮し、再発防止に向けて取り組みます(声明)」において、呉座勇一氏が、あらゆる社会的弱者に対する、長年のハラスメント行為をしていた旨を記載しました。しかし、これは事実誤認であり、呉座氏の社会的評価を低下させる不適切な記載でした。

当会は、呉座氏の名誉を毀損し、呉座氏に多大な迷惑をおかけしたことを認め、呉座氏に対して深くお詫びいたします。

別紙2

掲載要領

1 掲載場所

インターネット上のウェブサイト

(<http://www.nichirekikyo.com/statement/statement20210402.html>) の冒頭部分

2 文字のサイズ及び字体

表題は2emのゴシック体

本文は1emのゴシック体

3 掲載期間

1年間

原告投稿目録1 ～女性蔑視・差別的な発言

	日付	投稿内容	証拠番号
①	2016.4.2	こんなこと言うと女性蔑視と叩かれそうだが、「旦那がいて生活の心配ないから給料は幾らでもいいし、週2～3くらいで軽くアカデミアの空気吸いたいたいな人」は実際見かける。そうした人の「自己実現」の犠牲になる貧乏研究者は確実に存在する。>RT	Z1-1
②	2016.4.2	専業主婦にはお小遣い稼ぎのバイトでも、その仕事を切実に必要としている貧乏人もいるわけです。マスコミは「女性の社会進出」が格差を拡大している側面にもっと言及してほしいですね。	Z1-2
③	2016.4.18	男の「下方婚」がけしからんというのは、要するに「エリート男が私よりもバカでかわいいだけがとりえの女と結婚するのはけしからん」というエリート女性の憤りですよ。自分よりバカで低収入のイケメンとは結婚したくないのなら、それは「女性の上昇婚」と見て良いのでは。	Z1-3
④	2017.6.19	日本史学界に来ればアラサー女性はお姫様ですぞ	Z1-4
⑤	2020.1.31	たいへん立派だと思うけど、これは夫が稼いでるからできることやで	Z1-5
⑥	2020.2.1	女医増えたらもっとこうなる	Z1-6
⑦	2020.4.27	フェミニストの詭弁。じゃあお前らが「できる人としてみんながいやがる仕事をやる」のはどういう局面なの？	Z1-7
⑧	2020.8.11	女性の本能に任せた結果が今の非婚化・少子化なんだがな。	Z1-8
⑨	2020.9.28	実際、女性教員で非常勤の夫とか専業主夫を養っている例は皆無に近い。逆はあるのに。	Z1-9
⑩	2020.9.12	風俗批判もそうですね。	Z1-10
⑪	2020.10.5	男を雇った方が生産性が高いね、という論理的帰結	Z1-11
⑫	2020.11.4	ルックスで下駄をはかせてもらっていたのに年を取ったら性的搾取がどうこう言い出す川上未映子は小島慶子と同じですね。	Z1-12
⑬	2020.12.5	自分は若い頃さんざんミニスカートを売り物にして、おばさんになったらこれだもんな...	Z1-13
⑭	2020.12.30	みんながバリキャリを選べば、CMにクレームなんてつけなくても、「おかあさん食堂」みたいなキャッチコピーは自然となくなりますよ。自発的に専業主婦を選んでいる人が多いのに「社会が変な先入観を植えつけるから専業主婦になる」という根拠レスな無理筋の主張をするのでおかしなことになる。>RTs	Z1-14
⑮	2021.1.2	女の気まぐれ発言を真に受けて、本当に家事育児を仕事より優先したら捨てられるんだよな。>Rts	Z1-15
⑯	2021.1.26	そりゃ一家の大黒柱は旦那なのに旦那の金を自由に使えるなら、頑張って男と張り合っただけで働こうという女性は少なくなるだろう。	Z1-16
⑰	2021.1.27	医大入試の男女差別って要はこれですからね（「『男どもの古い価値観を押し付けられるせいで本来優秀な女性が力を発揮できない!』という神話をよく聞かす、是非その優秀さで例えば男医師にばかり押し付けられる当直を代行して時短勤務で同じ成果を上げてほしい。能力は一緒という名目で同一賃金、実労働は男に押し付けるダブスタはうんざり」とのツイートを引用)	Z1-17
⑱	2021.1.27	要するに「女は抑圧されている」という思い込みが強すぎるんだよな⇒「加害者生まない」性教育 妻と夫の医師ユニットが提案：朝日新聞デジタル	Z1-18

原告投稿目録1 ～女性蔑視・差別的な発言

	日付	投稿内容	証拠番号
⑲	2021.1.30	日本の労働生産性が低いのはサービス過剰だから。しかし女性が活躍できるようにするためにサービスを低下させることを国民が許容できるだろうか。女医が輝けるよう手術が頻繁に延期されるような状況を許容できるだろうか。>RTs	乙1-19
⑳	2021.1.31	そういう議論なら分からないではない。数千万円ないと入学できない医大入試を女性差別の象徴にするのは馬鹿馬鹿しくて話にならない。お嬢様の自己実現なんて知らんがな。	乙1-20
㉑	2021.2.6	自分は改善のために汗をかかず「差別主義者」を糾弾して正義の味方を気取るのが一番コスパ良いですからね…	乙1-21
㉒	2021.2.10	誰かと思ったら太田啓子かよ…スカートめくりやカンチョーが性暴力の遠因になるって何かエビデンスあるのか？	乙1-22
	2021.2.10	太田啓子は漫画のエロ表現に警鐘を鳴らしているんで、たぶん漫画でスカートめくりやカンチョーのシーンを見たのでしょうか…	
㉓	2021.2.11	いざとなったら理解のある彼君が養ってくれるので… (Twitter上のフェミニストには大学生もいるとの発言を受けて)	乙1-23
㉔	2021.2.11	人事の不公平って、むしろ「ジェンダーバランスに配慮して女性限定で採ります」とかやってるのに、まだ文句あるのか…過去のアカデミアの女性差別の罪を現在の研究者に着せるのやめてほしい。	乙1-24
㉕	2021.2.11	だからさあ、学会誌とか刊行物の企画とかならまだ分かりますけど、ツイッターでつぶやく時にいちいちジェンダーを意識して投稿しろっていうわけ？いつからツイッターはそんなに公共的なものになったわけ??	乙1-25
㉖	2021.3.8	まあ上野千鶴子一派にとってはそれこそが重要でシングルマザーとかはホンネではどうでも良いのであってね。(ジェンダーギャップ指数の評価軸はエリート女性が男性同様に政治経済的権力の座に就くことができるかどうかであるとのツイートを引用して)	乙1-26

原告投稿目録 2 ～訴外北村への誹謗中傷・ハラスメント発言

	日付	投稿内容	証拠番号
①	2018.4.28	さえぼう先生も専門のことだけつぶやいていけば良いのにな。何も小田嶋隆の真似をすることはない。	乙2-1
②	2019.11.8	さえぼう、フェミニズムの信頼性を落とすために送り込まれたスパイではないかと疑いたくなるレベルだな。	乙2-2
③	2019.11.11	さえぼう先生、業績も学界で評価されていて一般書も出しているのに、なおも承認欲求があるんかのう…さすがの私も不特定多数への反論のためにnoteを書こうとまでは思わないわ。 男性嫌悪をオタクに八つ当たりしてるだけだと思いますね	乙2-3
④	2020.3.26	さえぼうの権利主張こそ「私はこんなにすごい研究者なのに女だから正当に評価されてない！」というのが根底にあって、エリートとしての義務を果たそうとしているところを見たことがない。	乙2-4
⑤	2020.5.10	さえぼうへのヘイトスピーチはやめろ（「そういや『ツイフェミ』って言葉あんま使われなくなったよな。大学教員やってるようなフェミニストもツイフェミと同じレベルの発信しかしてないことが段々と明らかになって来て、『フェミニスト』だけで『論理性皆無のお気持ち女権至上主義者』という意味で伝わるようになった。良いことだ。」とのツイートを引用して）	乙2-5
⑥	2020.6.27	ぶっちゃけ、さえぼうは「自分は凄いのにな（女性だから女性差別の日本社会では？）正当に評価されていない」と言いたいただけだよな。ポスドクが言うなら分かるんだが、もう後進を指導していく立場なんだから、社会問題提起にみせかけた自分語りはそろそろやめたらどうなのか。	乙2-6
⑦	2020.6.28	さえぼうに限らず、大学界限には安定した地位を得てからも被害者意識をこじらせる教員が多すぎるよ。私も就職前は、高学歴ワーキングプアの目の前で良くそんなこと言えるなみたいなことをしばしば経験してきたので、「弱者代表」面することだけはやめようと思っている。	乙2-7
⑧	2020.11.8	さえぼう先生の悪口はやめて（「フェミ垢の人、誰も聞いてないのに『私はブスじゃありませんから！ブスだからって抗議してるわけじゃないですから！人から可愛いとか言われることも多いけどそれも嫌なんです！』とわざわざ言ってくるよね。ブスで悪いか。ブス差別すんなよ」とのツイートを引用して。）	乙2-8

原告投稿目録2 ～訴外北村への誹謗中傷・ハラスメント発言

日付	投稿内容	証拠番号
⑨ 2021.1.23	<p>さえぼう先生の悪口はやめてください！（「上のみなさん、そもそも啓蒙や議論の場に出てこず、下のみなさんに『フェミニズム』の語が篡奪されているのが現在の状況を生んでいるんですね。」</p> <p>「別に上の人が妥当であるとか正当であるとかいうことは担保されておらず、実際は上の人たちも下の人たちと大差ないことがわかってきている」とのツイートへのリプライとして。なお、「上の人」とは乙2-9-2を見ると、文献を読んでいるフェミニストを指し、「下の人」とは読まずに感情的な発言をしているフェミニストを指すことがわかる)</p>	乙2-9
⑩ 2021.3.17	何を根拠に言っているのか。それこそ妄想じゃん。	乙2-10

原告投稿目録3 ～あらゆる社会的弱者に対する差別・ハラスメント発言

1 人種差別的な書き込み			証拠番号
①	2015.5.25	無能な白人記者にとっては日本は格好の獲物だろうな。どこぞの国と違ってどんなに政府批判しても投獄される心配はないし、「合法的に」有色人種を差別できる⇒権力と御用マスコミが叩く記者、言論人にFCCJが賞贈る (田中龍作)	Z3-1
②	2017.5.7	在日問題も「帰化しろ」で終了してしまうが、五ノ井先生は其れで良いのだろうか。	Z3-2
③	2018.9.21	だから沖縄で性犯罪を行うのは米兵だけなのかと。在日中国人とか在日コリアンの性犯罪を『いい加減にしてほしい』とか非難したら、あなたたち大騒ぎするでしょ？	Z3-3
2 性的マイノリティへの差別			
④	2015.8.1	「(東大教授のオレ様は)女装するようになってからも、社会的に何の不都合もない。みんなも遠慮せずに女装しよう！」(なお、原告が引用しているサイトは「女装とは自由の本質を露呈させる行為・男装をやめた東大教授、安富歩さんが語る『わたしはロランス』」である)	Z3-4
3 部落差別			
⑤	2016.2.21	マスコミは絶対に報じない公務員の現業部門の闇→市職員、勤務中にゲームや昼寝 京都・向日市 (京都新聞) -Yahoo! ニュース	Z3-5
		マスコミがその辺りを報じないんですね、タブーだから。橋下が異様にバッシングされたのも、このタブーに触れたから。	
		共産党と解同は天敵ですけど、共産党の地方議員に権力なんてないでしょう。権力を持っている人がメスを入れようとするから叩かれる。むしろ私は全廃じゃないのにこれだけ叩かれるのかと驚きましたよ。	
4 沖縄へのヘイト			
⑥	2015.10.16	やれるもんならやってみな→「琉球独立」絵空事ではない 松島泰勝・龍谷大教授寄稿：朝日新聞デジタル	Z3-6
⑦	2016.5.22	先日の「沖縄の人々は先住民族」うんぬんという話や米軍基地反対運動の背後に何があるのかを教えてくれる良記事→沖縄を平和の拠点に 北京大学で沖縄・中国双方の研究者らが学術会議 自己決定権・米軍基地などを議論	Z3-7

原告投稿目録3 ～あらゆる社会的弱者に対する差別・ハラスメント発言

5 障害者差別			
⑧	2020.9.11	障害者プロレスと同じですね（「ブスネタがタブーになると、昔の林真理子みたいにブスがのしあがる方法が一つ消える」というツイートのリプライとして）	乙3-8
6 立場の不安定な研究者への揶揄・中傷・差別的書き込み			
⑨	2017.1.10	こういうマウンティングしている暇があったら論文書けよ。	乙3-9
		所詮こいつらはネット番長だな。 カブトムシとか北守とかを見ていると、ドロップアウトしたのに自我と承認欲求は肥大化したままの研究者の最大の受け皿がtwitterだということが良く分かるな。まあ私もドロップアウトしかかっていたので偉そうなことは言えないけど。	
⑩	2017.12.4	そんなに心配なら、まず伊藤隆に喧嘩売っての。若手にしか文句を言わないクズが。	乙3-10
⑪	2018.4.24	若林や北守は人生半分詰んでいて、自分が唯一見下せる（と思っている）オタクを罵倒することでしか自我が保てないのです。その意味では彼らこそ保護されるべき「弱者」なのかもしれません。	乙3-11
⑫	2020.1.11	査読がないとどうなるかって言うと、北守みたいなのがのさばるってことですよ。分かりやすく言うと。	乙3-12

日本歴史学協会

日本歴史学協会について

活動

声明・要請書等

年報・出版物

歴史研究者による深刻なハラスメント行為を憂慮し、再発防止に向けて取り組みます（声明）

日本歴史学協会では、長年にわたり若手研究者問題を議論する中で、「ハラスメントのない自由闊達で平等な歴史研究活動の実現に努めること」を目指し、(2020年7月15日に「歴史学関係学会ハラスメント防止宣言」(以下、「ハラスメント防止宣言」)を発表しました。その後、多くの賛同が集まり、現在では25の学・協会がこの宣言に参加しています。

今般、日本中世史を専攻する男性研究者による、ソーシャルメディア(SNS)を通じた、女性をはじめ、あらゆる社会的弱者に対する、長年の性差別・ハラスメント行為が広く知られることとなりました。この行為は、「ハラスメント防止宣言」の趣旨と精神に大きく背くものです。歴史学系学会の連合組織として、日本歴史学協会は、この事態を深刻に受け止め、強い危機感をいただいています。

さらに、このハラスメント行為が、少なくない数の歴史研究者によって看過されてきたことも問題です。また歴史学界の一部には、上記研究者と同様の重大なハラスメント行為も確認されています。加えて、この経緯が明らかになった後に、主に女性研究者に対して揶揄や中傷を行い、極力声を上げさせないようにする動きも確認できました。これらの事態は、現在の歴史学界における議論の方法やふるまいの様式自体に重大な問題があり、「自由闊達で平等な歴史研究活動の実現」とはほど遠い状況にあるのではないかと、非常に危惧を抱かせるものです。日本歴史学協会が行った若手研究者問題に関するアンケート調査でも、無視できない割合の回答者が直接的な被害にあったことが明らかになっています。

今回の問題は、歴史学界において長年にわたって蓄積されてきた、ハラスメントをうみだし、それが見すげされてしまう構造が、表出した一事例に過ぎません。この構造のなかでは、すべての歴史研究者がハラスメントの当事者となり得ます。そうした連鎖を断ち切るための取り組みが歴史学界に求められています。

歴史学界全体で、歴史学の研究・教育が社会の中で行われている営為であることをあらためて銘記しつつ、それぞれの言動を、各自で、また相互に、常に振り返ることで、「ハラスメント防止宣言」を具現化する必要があります。

日本歴史学協会は、各学・協会と連携しつつ、今後同じことを繰り返さないための取り組みを早急に進めてまいります。

2021年4月2日

日本歴史学協会

【参考資料】

・歴史学関係学会ハラスメント防止宣言(2020年7月15日制定・2020年10月16日改定)

・日本歴史学協会若手研究者問題特別委員会「歴史学関係女性研究者の現状と意識」(「若手研究者問題」解決に向けた歴史学関係者の研究・生活・ジェンダーに関するウェブ・アンケート調査報告書、2020年5月31日)、28-34頁

日本歴史学協会

これは正本である。

令和 6年 5月 20日

東京地方裁判所立川支部民事第2部

裁判所書記官 蛭田直美